

(3) 開票に関する調

市町村名	投票総数 (A+B)	内 訳		無効投票率(%)	備 考				
		有効投票数(A)	無効投票数(B)		不受理	持帰り	その他	按分切捨て	何れの政党 等・名簿登 載者にも属 さない票数
青森市	135,959	130,397	5,562	4.09	0	3	0	0.020	0
弘前市	79,723	76,213	3,510	4.40	0	1	0	0.017	0
八戸市	108,399	102,333	6,066	5.60	0	1	0	0.024	0
黒石市	16,074	15,244	830	5.16	0	0	0	0.008	0
五所川原市	28,335	26,450	1,885	6.65	1	0	0	0.016	0
十和田市	29,696	28,219	1,477	4.97	0	1	0	0.008	0
三沢市	20,096	19,025	1,071	5.33	0	0	0	0.011	0
むつ市	28,968	27,377	1,591	5.49	0	0	0	0.013	0
つがる市	16,686	15,493	1,193	7.15	1	0	0	0.013	0
平川市	15,531	14,497	1,034	6.66	0	1	0	0.005	3
市計	479,467	455,248	24,219	5.05	2	7	0	0.135	3
平内町	5,929	5,461	468	7.89	0	0	0	0.000	1
今別町	1,727	1,589	138	7.99	0	0	0	0.002	0
蓬田村	1,530	1,374	156	10.20	0	0	0	0.000	0
外ヶ浜町	3,715	3,502	213	5.73	0	0	0	0.001	0
東津軽郡計	12,901	11,926	975	7.56	0	0	0	0.003	1
鱒ヶ沢町	5,161	4,821	340	6.59	0	1	0	0.005	0
深浦町	5,008	4,683	325	6.49	0	0	0	0.005	1
西津軽郡計	10,169	9,504	665	6.54	0	1	0	0.010	1
西目屋村	802	755	47	5.86	0	0	0	0.003	1
中津軽郡計	802	755	47	5.86	0	0	0	0.003	1
藤崎町	7,458	7,042	416	5.58	0	1	0	0.002	0
大鰐町	5,317	5,059	258	4.85	0	0	0	0.006	0
田舎館村	4,088	3,827	261	6.38	0	0	0	0.003	0
南津軽郡計	16,863	15,928	935	5.54	0	1	0	0.011	0
板柳町	6,618	6,293	325	4.91	0	0	0	0.002	2
鶴田町	6,738	6,370	368	5.46	0	0	0	0.005	1
中泊町	6,146	5,704	442	7.19	0	0	0	0.004	0
北津軽郡計	19,502	18,367	1,135	5.82	0	0	0	0.011	3
野辺地町	7,025	6,576	449	6.39	0	0	0	0.003	0
七戸町	7,979	7,275	704	8.82	0	0	0	0.004	0
六戸町	4,806	4,411	395	8.22	0	0	0	0.005	1
横浜町	2,355	2,212	143	6.07	0	0	0	0.001	1
東北町	8,575	7,887	688	8.02	0	0	0	0.006	1
六ヶ所村	5,054	4,564	490	9.70	0	0	0	0.005	0
おいらせ町	11,583	10,932	651	5.62	0	0	0	0.009	0
上北郡計	47,377	43,857	3,520	7.43	0	0	0	0.033	3
大間町	2,329	2,189	140	6.01	0	0	0	0.002	1
東通村	3,205	2,966	239	7.46	0	0	0	0.004	0
風間浦村	1,209	1,112	97	8.02	0	0	0	0.001	1
佐井村	1,174	1,086	88	7.50	0	0	0	0.001	0
下北郡計	7,917	7,353	564	7.12	0	0	0	0.008	2
三戸町	5,451	5,103	348	6.38	0	0	0	0.002	0
五戸町	9,178	8,288	890	9.70	1	0	0	0.004	1
田子町	3,125	2,887	238	7.62	0	1	0	0.001	0
南部町	9,695	8,818	877	9.05	0	0	0	0.004	0
階上町	6,657	5,849	808	12.14	0	0	0	0.004	0
新郷村	1,665	1,493	172	10.33	0	0	0	0.002	1
三戸郡計	35,771	32,438	3,333	9.32	1	1	0	0.017	2
町村計	151,302	140,128	11,174	7.39	1	3	0	0.096	13
県計	630,769	595,376	35,393	5.61	3	10	0	0.231	16

(4) 有効投票に関する調

区分 市町村名	法第68条の2 第3項以外の 投票数	法第68条の2第5項によってあん分した投票数				いずれの名簿 登載者等にも 属さないもの	合 計
		あん分した 投票数	左記の内訳				
			氏名を記載したもの	氏を記載したもの	名を記載したもの		
青森市	130,301	96	2	90	4	0	130,397
弘前市	76,149	64	2	48	14	0	76,213
八戸市	102,245	88	0	79	9	0	102,333
黒石市	15,220	24	0	18	6	0	15,244
五所川原市	26,393	57	1	50	6	0	26,450
十和田市	28,190	29	0	27	2	0	28,219
三沢市	18,991	34	0	29	5	0	19,025
むつ市	27,330	47	0	41	6	0	27,377
つがる市	15,451	42	1	38	3	0	15,493
平川市	14,475	19	1	12	6	3	14,497
市計	454,745	500	7	432	61	3	455,248
平内町	5,451	9	0	8	1	1	5,461
今別町	1,581	8	0	8	0	0	1,589
蓬田村	1,367	7	0	6	1	0	1,374
外ヶ浜町	3,493	9	0	7	2	0	3,502
東津軽郡計	11,892	33	0	29	4	1	11,926
鱒ヶ沢町	4,810	11	0	8	3	0	4,821
深浦町	4,668	14	0	10	4	1	4,683
西津軽郡計	9,478	25	0	18	7	1	9,504
西目屋村	747	7	0	4	3	1	755
中津軽郡計	747	7	0	4	3	1	755
藤崎町	7,032	10	0	9	1	0	7,042
大鰐町	5,044	15	0	14	1	0	5,059
田舎館村	3,816	11	0	9	2	0	3,827
南津軽郡計	15,892	36	0	32	4	0	15,928
板柳町	6,278	13	1	11	1	2	6,293
鶴田町	6,351	18	0	15	3	1	6,370
中泊町	5,685	19	0	17	2	0	5,704
北津軽郡計	18,314	50	1	43	6	3	18,367
野辺地町	6,562	14	0	12	2	0	6,576
七戸町	7,240	35	0	33	2	0	7,275
六戸町	4,395	15	0	12	3	1	4,411
横浜町	2,203	8	0	8	0	1	2,212
東北町	7,845	41	0	39	2	1	7,887
六ヶ所村	4,530	34	0	34	0	0	4,564
おいらせ町	10,916	16	0	13	3	0	10,932
上北郡計	43,691	163	0	151	12	3	43,857
大間町	2,177	11	0	10	1	1	2,189
東通村	2,949	17	0	16	1	0	2,966
風間浦村	1,106	5	0	4	1	1	1,112
佐井村	1,081	5	0	5	0	0	1,086
下北郡計	7,313	38	0	35	3	2	7,353
三戸町	5,099	4	0	4	0	0	5,103
五戸町	8,271	16	0	8	8	1	8,288
田子町	2,875	12	0	10	2	0	2,887
南部町	8,810	8	0	8	0	0	8,818
階上町	5,844	5	0	4	1	0	5,849
新郷村	1,489	3	0	2	1	1	1,493
三戸郡計	32,388	48	0	36	12	2	32,438
町村計	139,715	400	1	348	51	13	140,128
県計	594,460	900	8	780	112	16	595,376

(5) 無効投票に関する調

市町村名	所定の用紙を用いないもの	参議院名簿登載者										単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	合計			
		参議院名簿登載者が、公職の候補者とならない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの	参議院名簿に届出要件に該当しない参議院名簿に届出要件に該当する者	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの	参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの				参議院名簿の届出要件に該当しない参議院名簿の政治団体、参議院名簿の政治団体の他の名称を記載したもの		
青森市	0	912	0	0	0	2	9	0	0	0	119	0	880	2,530	319	791	5,562
弘前市	0	1,121	0	0	0	11	0	0	0	0	12	0	68	1,539	393	366	3,510
八戸市	0	2,991	0	0	0	2	0	0	0	0	44	0	103	2,171	482	273	6,066
黒石市	0	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	351	104	83	830
五所川原市	7	182	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	753	821	120	1,885
十和田市	0	651	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	59	557	108	99	1,477
三沢市	0	259	0	0	0	1	61	0	0	0	3	0	87	369	139	152	1,071
むつ市	0	493	0	0	0	1	0	0	0	0	10	0	270	612	148	57	1,591
つがる市	12	470	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	101	407	63	134	1,193
平川市	0	329	0	0	0	0	3	0	0	0	7	0	0	476	146	73	1,034
市計	19	7,675	0	0	0	17	73	0	0	0	206	0	1,593	9,765	2,723	2,148	24,219
平内町	0	172	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	75	159	38	22	468
今別町	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	8	18	138
蓬田村	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	52	5	156
外ヶ浜町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	65	127	12	213
東津軽郡計	0	302	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	83	305	225	57	975
鰐ヶ沢町	0	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	46	18	340
深浦町	0	133	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	53	88	33	14	325
西津軽郡計	0	292	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	53	205	79	32	665
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	28	3	47
中津軽郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	28	3	47
藤崎町	0	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188	39	29	416
大鰐町	0	112	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	106	25	14	258
田舎館村	0	92	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	111	43	14	261
南津軽郡計	0	364	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	405	107	57	935

5 選挙公営

(1) 選挙公報に関する調

印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報の規格及び頁数
		印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
629,000	554,786	3	8	11	株式会社 東奥日報社	ブランケット版 8頁

(2) 投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示に関する調

区分 市町村名	期日前投票		不在者投票		当日投票	
	投票所数	掲示総数	記載場所数	掲示総数	投票所数	掲示総数
青森市	8	8	8	8	110	110
弘前市	6	30	1	4	97	505
八戸市	4	32	1	0	92	460
黒石市	2	13	1	1	20	138
五所川原市	4	20	5	20	38	290
十和田市	4	4	1	1	46	46
三沢市	1	2	1	2	44	264
むつ市	5	33	1	1	69	400
つがる市	5	20	1	4	49	196
平川市	15	77	1	1	23	138
市計	54	239	21	42	588	2,547
平内町	1	4	1	1	16	48
今別町	1	5	1	5	4	24
蓬田村	1	1	1	1	4	8
外ヶ浜町	4	20	1	2	10	48
東津軽郡計	7	30	4	9	34	128
鯹ヶ沢町	1	4	1	1	17	68
深浦町	1	4	1	4	23	115
西津軽郡計	2	8	2	5	40	183
西目屋村	1	5	1	5	3	13
中津軽郡計	1	5	1	5	3	13
藤崎町	1	5	1	1	11	86
大鰐町	1	5	1	5	19	99
田舎館村	1	6	1	6	7	56
南津軽郡計	3	16	3	12	37	241
板柳町	1	5	1	5	12	96
鶴田町	1	4	1	4	14	86
中泊町	2	18	2	2	13	76
北津軽郡計	4	27	4	11	39	258
野辺地町	1	1	1	1	8	8
七戸町	2	2	1	1	18	18
六戸町	1	2	1	1	10	20
横浜町	1	4	1	4	7	42
東北町	2	10	1	2	23	148
六ヶ所村	1	3	1	3	11	44
おいらせ町	1	4	1	4	20	136
上北郡計	9	26	7	16	97	416
大間町	3	12	1	4	6	18
東通村	1	4	1	1	20	120
風間浦村	1	1	1	1	5	5
佐井村	1	4	1	1	9	36
下北郡計	6	21	4	7	40	179
三戸町	1	4	1	1	21	115
五戸町	5	5	1	1	28	56
田子町	2	12	1	6	12	78
南部町	3	3	1	1	37	37
階上町	2	2	1	0	12	12
新郷村	1	1	1	1	12	12
三戸郡計	14	27	6	10	122	310
町村計	46	160	31	75	412	1,728
県計	100	399	52	117	1,000	4,275

IV 表

彰

1 第24回参議院議員通常選挙に係る総務大臣表彰

(1) 選挙管理委員会委員

中泊町選挙管理委員会委員長	田 中 彰 一
田子町選挙管理委員会委員長	山 川 芳 穂

(2) 選挙管理委員会

平川市選挙管理委員会

(3) 民間団体・個人

株式会社ユニバース
五所川原街づくり株式会社

V 参 考 资 料

1 主要事務日程表

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
4	11	月	前 90	前 72	1 市町村委員会に対する照会 (1) 繰上投票の申出 (2) 個人演説会を開催することのできる施設の指定 (3) ポスター掲示場の総数減少の協議 (4) 開票区の設定の申出 (5) 投票区数及びポスター掲示場数 (6) 投票所開閉時刻の変更 2 諸会議打合せ事項作成 3 選挙啓発事業実施要領作成 4 投票用紙等の発注準備 5 候補者等交付物品等発注 6 選挙啓発資材作成準備	○					
4	18	月	前 83	前 65	投票用紙等の発注	○					
4	28	木	前 73	前 55	1 都道府県選管委員長・書記長会議 (10時、ルポール麹町) 2 都道府県選挙管理委員会選挙担当係長会議 (13時、ルポール麹町)	○	○				
5	12	木	前 59	前 41	1 委員会の開催 (13時30分、委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (3) 選挙会の場所及び日時の決定 (法77、78) (4) 選挙分会の場所及び日時の決定(法77、78) (5) 選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所の決定 (6) 選挙人名簿の選挙時登録の要領、縦覧期間の決定(法22②、23①) (7) 在外選挙人名簿の縦覧期間の決定 (令23の11②) (8) 投票用紙の様式等の決定(法45②、規則5①②) (9) 選挙区選出議員選挙のポスター掲示場の掲示面の区画数の決定 (10) 選挙区選出議員選挙のポスター掲示場数の減少の協議(法144の2②) (11) 政見放送(選挙区)の日時を定めるくじの執行場所及び日時(放送実施規程14①) (12) 投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲示順序決定のくじの執行場所及び日時(比例代表)(法175③) 2 点字による作成物送付先の照会 3 立候補届出受付体制作成	○	○				○

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
5	12	木	前 59	前 41	4 市町村委員会、指定病院等に対する 委員会決定事項等の通知 5 投・開票速報受信要領作成	○					
5	13	金	前 58	前 40	在外投票用紙等の受領（総務省か ら）	○					
5	17	火	前 54	前 36	1 政党支部に対する政治活動に関する 説明会（11時00分、ラ・プラス青い森 3階「プリムラ」） 2 立候補予定者に対する説明会（13時 30分、ラ・プラス青い森3階「プリム ラ」）	○					
5	19	木	前 52	前 34	市町村選管委員長及び事務担当者打 合せ会議（13時30分、ラ・プラス青い森 2階「カメラア」）	○					在外投票用紙等の受領（県 委員会から） 在外投票事務処理簿の作成 （令65の19）
5	26	木	前 45	前 27	1 （改選議員の任期満了日の前60日）						在外投票用紙（郵便等投 票）の発送開始（令65の11 ②、在外規則23）
5	29	日	前 42	前 24	第24回参院選全国フォーラム （13時30分、イイノホール（東京 都））	○					
5	30	月	前 41	前 23							委員会の開催 (1) 投票管理者及び期日前投 票管理者並びに同職務代理者 の選任（法37②、④、法48の2 読替 法37②、令24①、④） (2) 開票管理者及び同職務代理 者の選任（法61②、④、令67 ①、⑥） (3) 投票立会人及び期日前投票 所の投票立会人の選任（法38 ①、法48の2読替 法38①） (4) 投票所、期日前投票所及び 在外選挙人が期日前投票を行 う期日前投票所の指定（法 39、法48の2③準用 法39、 法49の2②読替 法48の2①） (5) 開票の場所及び日時の指定 （法63） (6) 開票立会人決定のくじの執 行場所及び日時の決定（法62 ②） (7) 不在者投票を管理する場所 の決定 (8) ポスター掲示場の設置場所 の決定（法144の2③） (9) 投票記載所の氏名等掲示の 順序決定のくじの執行場所及 び日時の決定（選挙区）（法175 ③） (10) 期日前投票及び不在者投 票の代理投票補助者の選任 (11) 投票・開票事務従事者の任 命

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事務内容	担 当 区 分					
						選挙G	行総政務G・	財政G	理財G		税政G
5	30	月	前 41	前 23						(12) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧場所の決定(法23①、法30の7①) (13) 不在者投票用紙等の公示日前の発送日の決定(令53①、令59の4④、令59の5の4⑦) (14) 投票所入場券の交付決定	
6	3	金	前 37	前 19	報道機関との投開票速報に関する打合せ(11時、県庁議会棟5階A会議室) 立候補届出書類事前審査開始	○	○				
6	6	月	前 34	前 16	1 投・開票速報リハーサル(第1回) 〈県・市町村〉 2 放送局との政見放送に関する打合せ (13時30分、選管委員室)	○			○	投・開票速報リハーサル (第1回)〈県・市町村〉	
6	7	火	前 33	前 15	都道府県投・開票速報事務担当者会議 (13時30分、総務省)	○					
6	9	木	前 31	前 13	総務省第1回投・開票速報リハーサル	○				投・開票速報リハーサル (第2回)	
6	10	金	前 30	前 12	総務省第1回オンライン公示日リハーサル	○					
6	14	火	前 26	前 8	投票用紙等の搬送(選挙区、比例代表用)	○	○			投票用紙等の受領	
6	16	木	前 24	前 6	1 総務省第2回オンライン公示日リハーサル 2 候補者交付物品等の確認(13時30分、委員室)	○				不在者投票事務処理簿の作成(令61)	
6	20	月	前 20	前 2	1 告示事項 (1) 選挙人名簿の選挙時登録の要領(令14②) (2) 在外選挙人名簿の縦覧期間(令23の11⑤) 2 立候補届出書類事前審査期限	○					
6	21	火	前 19	前 1	1 立候補届出受付リハーサル(15時、西棟8階中会議室) 2 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の市町村委員会からの報告受信、集計及び発表 3 選挙立会人決定のくじの執行場所及び日時決定期限(法76準用法62⑥)(選挙区及び比例代表)	○				1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る縦覧場所告示期限(法23②、法30の7②) 2 選挙人名簿登録基準日 3 選挙人名簿登録日 4 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数の県委員会への報告(令22① 10時まで) 5 ポスター掲示場設置完了 6 地方自治法第74条第5項等の数の告示	
6	22	水	前 18	0	◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の住所、氏名(令81)	○				◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の住所、氏名等(令25、令49の7読替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68)	

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
6	22	水	前 18	0	(3) 政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時 (4) 選挙公報掲載の順序を定めるくじの執行場所及び日時 (5) 投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲示順序決定のくじの執行場所及び日時(比例代表) (6) 選挙会の場所及び日時(法78) (7) 選挙分会の場所及び日時(法78) (8) 選挙運動費用支出制限額(法196) (9) 選挙長及び選挙分会長の事務取扱場所 (10) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥)(選挙区及び比例代表) (11) 地方自治法第74条第5項等の数 2 処理すべき事項 (1) 立候補届出受付(法86の4)及び交付物品・証明書類等交付 (2) 推薦団体確認申請受付開始(法201の4②) (3) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (4) 出納責任者の選任届出受付開始(法180③) (5) 報酬の支給を受けることができる選挙運動従事者等の届出受付開始(法197の2⑤) (6) 選挙立会人選任届出受付開始(選挙区及び比例代表)(法76準用法62①) (7) 選挙公営届出受付開始 ① 選挙運動用自動車の使用(令109の4①②) ② 選挙運動用自動車の運転手の雇用(令109の4①②) ③ 選挙運動用自動車の燃料の供給(令109の4①②) ④ 選挙運動用通常葉書の作成(令109の7①) ⑤ 選挙運動用ビラの作成(令109の8) ⑥ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成(令110の2①) ⑦ 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成(令110の3) ⑧ 選挙運動用ポスターの作成(令110の4①) ⑨ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成(令125の3)	○			○		(3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法41①、法48の2③準用法41①) (5) 開票の場所及び日時(法64) (6) 投票所閉鎖時刻の変更(法40②) (7) ポスター掲示場設置場所(法144の2④) (8) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法62⑥) (9) 投票記載所の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時(選挙区) 2 処理すべき事項 (1) 選挙人名簿の縦覧(異議の申出期間) (2) 在外選挙人名簿の縦覧(異議の申出期間) (3) 期日前投票所の投票立会人選任及び通知(法48の2②読替法38①) (4) 開票立会人届出受理(小選挙区及び比例代表)(法62①) (5) 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始(法163) (6) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (7) 投票所入場券交付開始(令31) (8) 投票記載所等の氏名等掲示の順序決定のくじの執行(選挙区)(法175③)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
6	22	水	前 18	後 0	(8) 政見放送申込期限 (放送規程5④) (9) 政見放送の日時を決定するくじの執行(放送規程13、14)(17時10分、県選管事務局) (10) 経歴放送に係る経歴書の提出期限(候補者)(放送規程6①) (11) 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会への電子メール送付 (12) 名簿届出政党等の名称等の通知受理(令92⑧) (13) 名簿届出政党等の名称等の市町村委員会への電子メール送付(令92⑧) (14) 投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲示順序決定のくじ執行(比例代表)(法175③)(19時、県選管事務局) (15) 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の市町村委員会への電子メール送付				○		
6	23	木	前 17	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出の告示(選挙区)(法86の4①) 2 選挙公報掲載文申請受付及び申請期限(選挙区)(法168①) 3 選挙公報掲載文の掲載順序を決定するくじの執行(選挙区)(法169⑤)(17時10分、県選管事務局) 4 選挙公報印刷発注(選挙区) 5 立候補者の被選挙権の有無の照会 6 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会、指定病院等への通知(令92⑨) 7 名簿届出政党等の名称等及び名簿登載者の氏名等の選挙分会長及び市町村委員会、指定病院等への通知(令92⑧準用同条⑥) 8 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の選挙分会長及び市町村委員会、指定病院等への通知	○				○	1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53)
6	24	金	前 16	後 2						1 公示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163) 2 候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑨準用 同条②) 3 名簿届出政党の名称等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑧準用 同条②)	
6	27	月	前 13	後 5	選挙公報(比例代表)原稿受領(中央選挙管理会から)(法169①)					○	
6	28	火	前 12	後 6	1 選挙公報(比例代表)掲載文の掲載順序決定のくじ執行(法169⑤)(9時、県選管事務局) 2 選挙公報(比例代表)印刷発注	○				○	
6	30	木	前 10	後 8	総務省第2回投・開票速報リハーサル	○					投・開票速報リハーサル(第3回)
7	1	金	前 9	後 9	選挙公報搬送					○	選挙公報受領
7	5	火	前 5	後 13	投・開票速報受信要領に関する局内打合せ	○	○				投票所告示期限(法41①)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	6	水	前 4	後 14						郵便等による不在者投票及び在外投票(郵便等投票)の請求期限(令59の4①、令65の11①)	
7	7	木	前 3	後 15	1 補充立候補届出期限(選挙区)(法86の4⑤) 2 選挙立会人届出期限(法76準用法62①) 3 選挙立会人決定のくじの執行(法76準用法62②、④)(17時10分、県選管事務局) 4 総務省第3回投・開票速報リハーサル	○					1 投票立会人選任及び通知期限(法38①、令27) 2 開票立会人届出期限(法62①) 3 開票立会人決定のくじの執行(法62②、④) 4 開票立会人の氏名等の通知(令70の2) 5 投・開票速報リハーサル(第4回)
7	8	金	前 2	後 16	選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長、選挙分会長)(法76準用法62⑧)	○					1 各世帯への選挙公報配布期限(法170①) 2 開票立会人の補充選任及び通知(法62⑧) 3 投票管理者及び事務従事者打合せ会議
7	9	土	前 1	後 17	1 選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのオンライン報告受信 2 投・開票速報受信場所の整備完了	○	○				1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、令53) 2 選挙当日の有権者見込数のオンライン報告(10時まで) 3 投票所、開票所の設置準備完了 4 投票記載所の氏名等掲示準備完了 5 不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(令61) 6 在外投票及び在外投票事務処理簿の整理(令65の19) 7 期日前投票の投票箱等の選挙管理委員会への送致(法48の2②読替 法55)
7	10	日		後 18	◎投・開票日 1 中間推定投票率算定のための投票者数のオンライン報告受信 2 投票結果速報受信 3 開票結果速報受信 4 総務省に対する投・開票結果速報	○	○				◎投・開票日 1 選挙人名簿抄本の投票管理者への送付期限(令28) 2 在外選挙人名簿抄本の指定在外選挙投票区投票管理者への送付期限(令65の13①読替令28①) 3 委員会の開催(選挙人名簿の抹消) 4 選挙人名簿の抹消の告示(法28) 5 中間推定投票率オンライン報告 6 投票結果報告 7 開票結果報告
7	11	月	後 1	後 19	1 投・開票関係書類検収 2 都道府県設置投・開票速報機器撤去	○					1 投・開票関係書類提出 2 ポスター掲示場撤去開始
7	12	火	後 2	後 20	◎ 選挙会(11時、ラ・プラス2階「メーブル」)	○	○				

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	12	火	後 2	後 20	◎ 選挙分会（11時30分、ラ・プラス2階「メープル」） 1 当選人の報告、告知及び告示(法101の3①、②) 2 当選証書付与式(13時30分、ラ・プラス2階「メープル」)	○	○				
7	13	水	後 3	後 21	当選人に関する総務省報告	○					
7	25	月	後 15	後 33	選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限(法189①)	○					
8	9	火	後 30	後 48	選挙の効力に関する訴訟提起期限(法204)	○					
8	11	木	後 32	後 50	当選の効力に関する訴訟提起期限(選挙区)(法208①)	○					
8	12	金	後 33	後 51	供託物の返還開始(令93②)	○					
					選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表(法192①)	○					

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 参議院青森県選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制

平成28年7月10日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙に係る公示日（6月22日）における立候補届出受付体制を次のとおり定める。

1 集合時間等

選挙グループ及び時刻確認係は、午前7時30分、その他の職員は、午前8時15分までに西棟8階中会議室に集合すること。

また、本体制は、概ね午前9時00分までとし、それ以降の受付については、すべて選挙グループが対応するものとする。

2 受付の方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。
- (3) 午前8時30分前後に到着した全ての立候補届出者の受付後、推薦団体の受付等を行う。
(概ね午前9時、事務局執務室)

3 役割分担

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 時刻確認係 | 田村主幹 |
| (2) 誘導係 | 渋谷GM |
| (3) くじ執行係 | 須藤主幹 |
| (4) くじ補助係 | 成田主事、長内主事 |
| (5) 審査係 | 安藤事務局長 |
| (6) 物品交付係 | 田村主幹、長内主事、松井主事 |
| (7) 結果報告係 | 渋谷GM |

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2名以上の場合）

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について
 - ア 到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。
 - イ 立候補届出者に、別紙1へ、立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入していただき（時刻確認係）、届出書類の状況を確認し（くじ執行係）、決裁板に届出書類を挟んで

手渡し、届出者席へ誘導する（誘導係）。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類（注1）のみであり、それ以外の届出書類（注2）については、選挙長までの呈覧はせずにくじ執行係があらかじめ受領し、保管する。

（注1）添付書類・・・供託証明書、宣誓書、所属党派証明書（該当者のみ）、戸籍の謄本又は抄本、通称認定申請書（該当者のみ）、及び住民票の抄本

（注2）それ以外の届出書類・・・選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等

ウ 「受付を午前8時30分から開始する」旨及び「午前8時30分前に到着した立候補届出者が複数の場合は、届出順位を決めるくじを8時30分から実施する」旨を説明する（誘導係）。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を別紙2にそれぞれ記入していただく（時刻確認係）。

ウ 届出順序を定めるくじが執行中の場合は、くじの終了までに時間を要することから、「受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される」旨を伝え、届出書類の状況を確認し、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、届出者席で待機していただく（時刻確認係）。

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、そのまま受付へ誘導する（誘導係）。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を定めるくじの執行

ア 事前説明（8時25分頃、届出者席で）（くじ執行係）

「それでは、立候補届出の方法について説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいでになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後お返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって、立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしく願います。」

イ 時刻の確認及びくじの執行のための記録用紙等の用意（８時３０分）

(ア) 時刻確認係は、別紙１をくじ執行係に渡す。

時刻確認係は、８時３０分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙２に記録する。

(イ) くじ補助係は、くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

(誘導係)

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

(くじ執行係)

「ただ今から、平成２８年７月１０日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

(別紙１の順序に従い、くじを執行する。)

(くじ執行係)

「〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(くじ補助係)

立候補届出者にくじを差し出す。

(くじ補助係)

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「〇〇さん何番」と２回読み上げ、くじ執行係が別紙１に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序を別紙１にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

「次に〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

「それでは、ただ今のくじにより決定した順序に従って、受付をいたします。」

(誘導係)

審査係に誘導する。

(5) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入し、選挙長へ回付する（審査係）。

(6) 結果報告

（立候補届出の受理を確認し）事務局に立候補届出状況を報告する（結果報告係）。

(7) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる（物品交付係）。

次に、法定費用額、当選証書付与式の案内、各種くじの執行の通知等を渡し、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する（物品交付係）。

具体的には以下のとおり。

（物品交付係）

「くじの確認をします。」

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品袋であることを確認した上で立候補届出者に交付物品を渡す。

「交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。」

立候補届出者が内容物を確認する。

「間違いがなければ受領書に受領者ご本人の署名押印をお願いします。」

法定費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称の使用が認定された場合には、通称使用認定書を交付する（物品交付係）。

5 くじを行わない場合の受付（午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合）

(1) 事前説明（8時30分前の立候補届出者が1名の場合の事前説明）

（くじ執行係）

「それでは、立候補届出の方法について説明いたします。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願い致します。」

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

別紙2に到着時間を記入し、候補者氏名及び届出書持参者氏名を記載してもらい（時刻確認係）、届出書類を決裁板に挟んで手渡し、審査係へ誘導する（誘導係）。

(3) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入し、選挙長へ回付する（審査係）。

(4) （立候補届出の受理を確認し）事務局に立候補届出状況を報告する（結果報告係）。

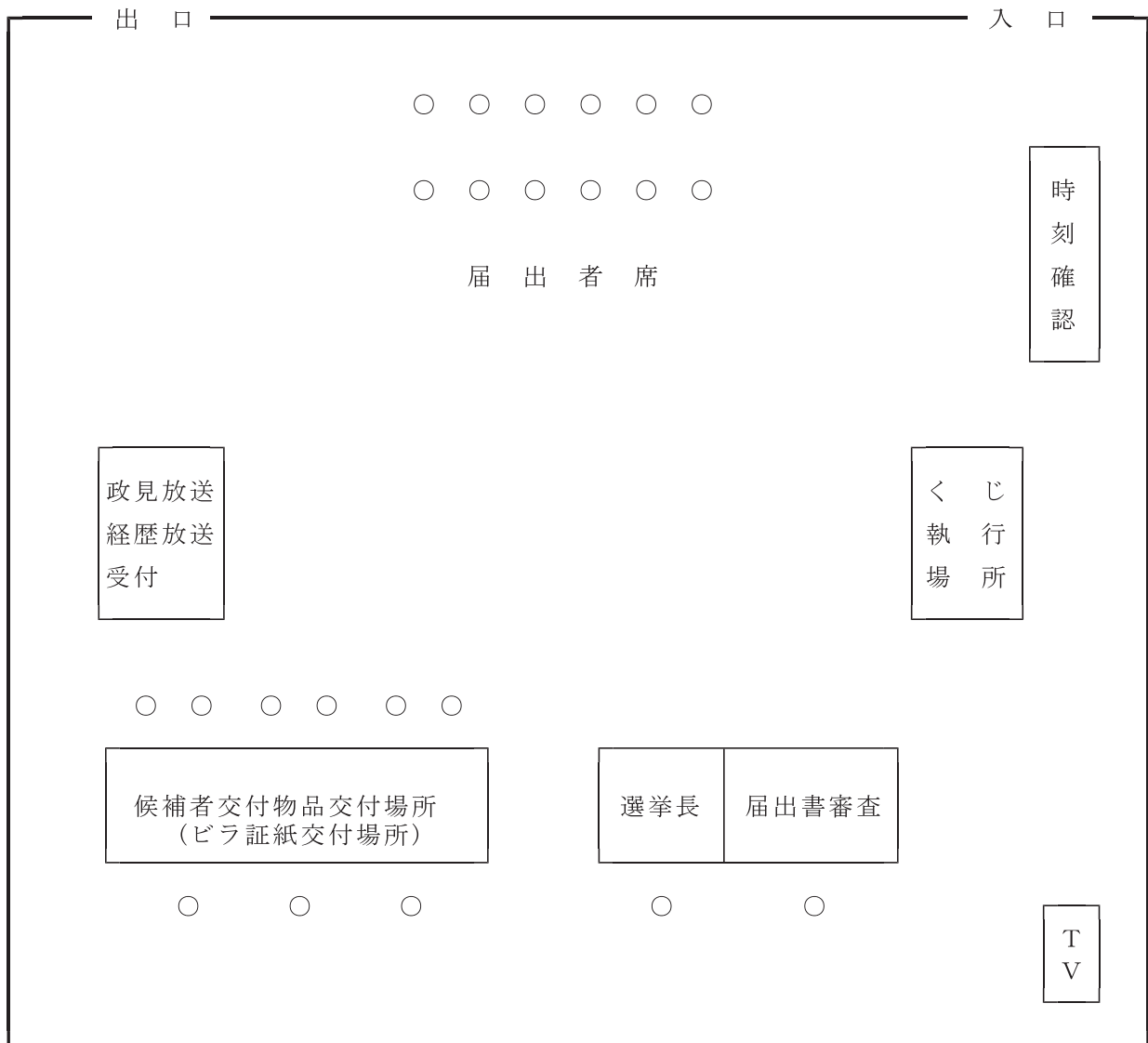
(5) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる（物品交付係）。

次に法定費用額、当選証書付与式の案内、各種くじの執行の通知等を渡し、（該当者のみ）通称使用認定書を交付する（物品交付係）。

※ その他の書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出等）は事前に受領しておく（くじ執行係）。

参議院青森県選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制配置図
 (西棟8階中会議室)



3 参議院議員通常選挙 投開票速報受信要領

I 投開票速報事務分担等

- | | |
|-----------|---|
| 1 事務分担 | 別紙1「投開票速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 西棟8階（別紙2「会場配置図」のとおり） |
| 3 速報本部配置 | 大会議室（別紙3「速報本部配置図」のとおり） |
| 4 報道記者室配置 | 大会議室控室（別紙4「報道記者室配置図」のとおり） |
| 5 指定番号 | 別紙5「平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 投開票速報事務

※ 選挙当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

「選挙当日の有権者見込数」は、下記「1-1 投票状況の中間速報（参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表）」において、「推定投票率」を算出するために使用するので、全市町村分のデータを、選挙前日（7月9日（土））に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、この登録は、7月9日（土）の午前10時までに、全市町村がオンラインシステムを通じて、速報本部に設置する「本部サーバ」へ送信して行われます（選挙グループは、6月21日（火）に行った選挙時登録者数と比較し、増減数の大きな市町村の増減理由を確認する）。

1-1 投票状況の中間速報（全市町村、選挙区についてのみ実施）

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、**予備電話係**に対して、指定時刻までに送信していない市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨を**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時30分現在を	19時50分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」（マニュアルP22）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

審査係A：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

審査係B：十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

審査係C：東津軽郡（平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）、西津軽郡（鮎ヶ沢町、深浦町）、中津軽郡（西目屋村）、南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村）

審査係D：北津軽郡（板柳町、鶴田町、中泊町）、上北郡（野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町）

審査係E：下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）、三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）

審査係は、チェックの結果エラーのない市町村を随時、**審査係総括**に報告すること。

なお、**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

◎チェックポイント

①他市町村に比べ著しく高い投票率で錯誤のおそれがあるもの、②男女一方だけの入力となっているもの、③前回参院選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等（チェックリスト（別途配布予定）参照）を確認すること。

※ 投開票速報システム（以下「システム」という。）「当日の有権者数」は、前日に市町村から報告を受けた「当日の有権者見込数」の数値がそのまま使用される。（また、市町村側からは「当日の有権者見込数」を修正できないよう設定されている。）

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「要確認」市町村一覧に自動的に登録され、画面中央上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面中央上の「要確認」ボタンをクリックして画面を切り替えると要確認市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「要確認」市町村が発生した場合、**審査係**は、**審査係総括**に報告すること。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう**審査係**に指示すること。

◎確認済データの登録方法

ア 「要確認」市町村一覧から、確認済の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。

イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、要確認詳細画面下の「削除」ボタンにより、要確認データを削除する。（削除前は市町村から再送信できない）

イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「要確認」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。

予備電話係は、チェックの結果問題があり、審査係総括からの指示があった場合、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、送信内容の確認又は再送信の指示を行うこと。

また、送信内容の確認、再送信の指示等を完了した旨を、審査係総括に伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して中間速報の進捗状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当に指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業完了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの掲載とそのプリントをシステム担当に指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時30分現在を	20時10分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「代行入力用指定ファクシミリ」（P22）に送信される。

代行係は、受信したファクシミリ報告を委託業者のシステムメンテに手渡し、「本部サーバ」への代行入力を指示すること。

なお、代行入力後は必ず、代行係がファクシミリの報告数値を読み上げ、システムメンテが、入力数値の確認を行った上で、「本部サーバ」への登録操作を行うこと。

代行係は、代行入力を要する全ての団体について入力完了後、その旨を審査係総括に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、代行係は、審査係総括に報告し、審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へ再送信を行うよう指示すること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、**審査係**が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。その結果異常値が認められる場合は、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

【参 考】

「参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表」の推定投票率の算出方法は、次のとおりであり、市町村に対して、この算出方法を入力した「投票状況の中間報告用計算シート」を配付している。

ア 全市町村が抽出した各投票所の「選挙当日の有権者数（前日の見込みと同じ）」及び「投票者数」をそれぞれ男女別に集計し、男女別の「投票率」を算出する。（投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。）

イ 当該市町村の「選挙当日の有権者数」の男女別の計に、アで算出した男女別の投票率を乗じ、男女別の「推定投票者数」を求め（小数点以下は切り捨て）、それらを合計して「当該市町村全体の推定投票者数」を算出する。

ウ イで算出した「当該市町村全体の推定投票者数」を、「当該市町村全体の選挙当日の有権者数（これは前日に報告された有権者の見込数と同じ）」で除して、「当該市町村の推定投票率」を算出する。

1-3 報道発表後の訂正作業

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前には、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**にその旨を報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報（選挙区・比例代表）

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データ（選挙区）は、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される（中間速報の集計及び投票状況の確定速報（比例）集計時は、全市町村のデータを確定した後に手動で掲載するが、投票状況の確定速報（選挙区）は、自動かつリアルタイムで掲載される）。

なお、投票状況の確定速報は「選挙区」及び「比例代表」の2種類が送信されるため、常に、両方の区分を切り替えながらチェックを行う必要がある。

(1) 審査係総括

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係は、「確定投票者数速報」（マニュアル P25）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担はP2と同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（マニュアル P25）画面の中央上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア. 受信データが自動的に「要確認」に登録された場合又はイ. 市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は**予備電話係**に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「要確認」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ（ア）「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上（在外は1人以上）減少した市、（イ）5人以上（在外は1人以上）減少した町村、（ウ）1人以上増加した市町村（エ）選挙区・比例代表で有権者数が異なる市町村

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**へその旨を報告すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、ア. 送信の督促、イ. 送信内容の確認又はウ. 再送信の指示を行うこと。確認の結果は審査係総括に報告し、審査係総括はその結果を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して、投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、審査係総括からの受信完了報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、投票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、システム担当にその旨指示すること。

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、6部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3～4）を参照のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「要確認」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を審査係総括を通じて全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、審査係総括及び予備電話係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、審査係総括からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、報道担当・速報総括に報告すること。

報道担当は、システム担当に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、掲載する文例については、6月3日（金）に開催した報道機関との打合せ会議において示している。

ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、6部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、6部コピーし、訂正前後をセットで6部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 6部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部